

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年（ワ）第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号、同 29 年（ワ）第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（222）

浪江町の現況

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



同

前 田 琢 治

治



第1 避難指示の内容

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定した。これにより、浪江町の太平洋側の一部分が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、浪江町は、ほぼ半分が政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年3月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を福島第一原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これによって、浪江町は、同日以降、本件原発の20キロメートル以上30キロメートル圏内の地域が屋内退避指示の対象となる区域に含まれることとなり、避難指示等の対象とされていないのは川俣町寄りの一部分のみとなった。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに、浪江町の本件原発から半径20キロメートル圏内を除いた区域を計画的避難区域に設定した。これにより、浪江町はその全域が警戒区域又は計画的避難区域とされた。

その後、浪江町については、平成25年4月1日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直され、平成29年3月31日、避難指示解除準備区域及び居住制限区域に対する避難指示が解除された。

第2 空間放射線量の推移

浪江町（浪江町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。）
いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するも

のであるが、最新のものについて、乙B100号証として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト/時となる。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.166
平成25年 9月30日	0.138
平成26年 9月30日	0.112
平成27年 9月30日	0.091
平成28年 9月30日	0.072
平成29年 9月29日	0.065 (乙B100)

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

浪江町については、平成29年8月までの累計で12157人（男性5439人、女性6718人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者は7名にとどまり、かつ、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B77の1～2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成29年8月までの累計））。

2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった浪江町民8442人について、1ミリシーベルト未満が5739人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が2117人となっており、約98.9パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7 別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響が確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

浪江町については、平成24年11月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた（平成25年12月に一部改定）。

そして、政府による除染作業は平成29年3月に完了した（乙B101「環境省除染情報サイトホームページ（浪江町）」）。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における浪江町の人口は2万1434人だった。

これに対して、平成29年4月30日現在の避難者数は2万0784人（県内1万4422人、県外6362人）とされている（乙B102「浪江町の状況」〔福島県ホームページ〕）。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の浪江町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1及び2）記載のとおりである。これを見ると、浪江町における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において329

8人（県内避難者1879人、県外避難者1419人）であったが、平成29年4月1日時点においては2846人（県内避難者1803人、県外避難者1043人）となっている。

第6 復興の状況

- 1 浪江町では、平成24年4月に浪江町復興ビジョンが策定され、その後、同年10月に浪江町復興計画（第一次）、平成26年3月に復興まちづくり計画が策定された。

復興まちづくり計画では、避難指示解除準備区域を復興拠点の中心と位置付け、生活に必要な施設などを集約して整備することとされている。その一部については既に平成25年度までに実施されている。

また、平成29年4月には、浪江町復興計画（第二次）が策定された。

- 2 その他（乙B102「浪江町の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、平成27年1月にはJR常磐線の原ノ町～竜田駅間における代行バスの運行が開始された。

また、平成29年4月には、デマンドタクシーが運行開始した。

浪江町内の商業施設としては、ガソリンスタンド（2事業者・3箇所）、コンビニエンスストア及びあぶくま信用金庫浪江支店が営業を再開した。

その他にも、仮設商業施設「まちなみマルシェ」が平成28年10月27日から営業を開始したほか、東邦銀行が平成29年1月10日より週2回の頻度で移動店舗による業務を再開した。

医療・福祉関係では、安達運動場仮設住宅内に診療所が開設されたほか、浪江町役場町内応急仮設診療所も開設されている。

以上